

公益財団法人さいたま市スポーツ協会 加盟団体活動助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人さいたま市スポーツ協会（以下「協会」という。）がさいたま市における体育・スポーツを振興し、市民の健康増進と体力向上を図り、もって明るく活力に満ちたさいたま市民の育成に寄与することを目的に、加盟団体規程第2条に規程する協会に加盟している団体（以下「加盟団体」という。）が行うスポーツ振興等の活動に対して助成金の交付に関して必要な事項を定める。

(助成対象者)

第2条 この要綱の対象となる団体は、協会の加盟団体とし、加盟団体規程第4条に規定する負担金を納入した団体に対し活動助成金申請書及び活動助成金請求書並びに補助対象となる経費及びその基準計算表に基づき交付する。

(助成対象)

第3条 この助成の対象となるスポーツ振興等の活動内容は次のとおりとする。

- (1) 加盟団体の大会並びに教室に係る普及事業の活動
- (2) 指導者並びに審判員の育成・指導のための講習会等の活動
- (3) 選手の育成強化を目的とした大会又は練習会、合宿又は遠征の活動
- (4) 加盟団体の組織運営及び諸会議等の活動
- (5) その他スポーツ振興のために必要な事業の活動

(助成金の基準)

第4条 スポーツ振興等を推進するため、協会の加盟団体に対して予算の範囲内において補助金を交付する。

2 この要綱で定める助成対象者の助成内容は次のとおりとする。ただし、懇親会費（新年会、忘年会、反省会等）、慶弔費（香典等）、積立金、次期繰越金は助成内容の対象外とする。

(1) 普及事業

- ①加盟団体の大会並びに教室の開催に係る普及事業の総額から2分の1から百円未満を切り捨てた金額とする。
- ②助成金は100,000円を上限とする。

(2) 指導者育成事業

- ①指導者並びに審判員の育成・指導のための講習会等の開催に係る総額から2分の1から百円未満を切り捨てた金額とする。
- ②助成金は50,000円を上限とする。

(3) 選手強化事業

- ①選手の育成強化を目的とした大会又は練習会、合宿又は遠征に係る総額から2分の1から百円

未満を切り捨てた金額とする。

②助成金は100,000円を上限とする。

(4) 団体組織の充実強化事業

①加盟団体の組織運営及び諸会議等に係る総額から2分の1から百円未満を切り捨てた金額とする。

②助成金は20,000円を上限とする。

(5) その他スポーツ振興事業

①その他スポーツ振興に必要と判断される事業については、予算の範囲内において理事会の決議をもって交付する。

3 準加盟団体については、2項の適用外とし、50,000円のみ助成とする。

(実施期間)

第5条 助成金を受ける対象期間は、当該年度の4月1日から翌年3月31日までとする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受ける場合は、次に掲げる書類を添付し、協会に提出しなければならない。

- (1) 「加盟団体助成金申請書」(様式1)
- (2) 「加盟団体助成金請求書」(様式2)
- (3) 補助対象となる経費及びその基準計算表
- (4) 前年度加盟団体 事業報告書及び決算書並びに監査報告書(総会資料)
- (5) 当該年度加盟団体 事業計画書及び予算書(総会資料)

(助成金の交付決定)

第7条 協会は前条に掲げる書類の提出があったときは、書類審査の上、協会の予算の範囲内において交付決定を行い、「加盟団体助成金交付決定書」(様式3)を助成対象者へ送付するものとする。

(交付の条件)

第8条 協会は助成金の交付決定を行う場合には、助成金の交付条件を附することができるものとする。

(助成内容の調査)

第9条 協会は助成内容について、必要に応じ助成対象者に対し報告させ、又は協会職員にその事務所等に立ち入り、帳簿書類等を調査させ、若しくは関係者に対して質問させることができるものとする。

2 協会は、前項の規定による調査等により、助成対象として適合していないと認めるときは、助成対象者に対して適合させるための措置をとるべきことを指示することができるものとする。

3 助成対象者は、前項の規定により指示を受けたときには、これを誠実に遵守しなければならない。

(助成金の返還)

第10条 協会は助成対象者が次の事項のいずれかに該当するときは、交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命ずることができるものとする。

- (1) 助成金を助成対象活動と関係のない別の目的に使用した場合

(2) 助成対象活動の実施にあたって、不正な行為があると認められる場合

(3) 助成対象者が第9条に規定する調査等を正当な理由なく拒み、妨げ又は忌避し、若しくは協会の指示に従わない場合

(その他)

第11条 この要綱に定めがないものについて必要な事項は、理事会の決議によって、変更することができる。

附則

この規程は、令和5年6月1日から施行する。